

令和4年度

公の施設の指定管理者監査
結果報告書

高梁市監査委員



高市監第 154 号
令和5年(2023)2月24日

高 梁 市 長 近 藤 隆 則 様
高 梁 市 議 会 議 長 石 田 芳 生 様

高 梁 市 監 査 委 員 大 月 一 郎
高 梁 市 監 査 委 員 三 村 靖 行

令和4年度 公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

目 次

令和4年度公の施設の指定管理者監査意見

| | | |
|----|-----------|---|
| 第1 | 監査の対象 | 1 |
| 第2 | 監査の範囲 | 1 |
| 第3 | 監査の期間 | 1 |
| 第4 | 監査の方法 | 1 |
| 第5 | 監査の着眼点 | 2 |
| 第6 | 監査の結果及び意見 | 2 |
| 1 | 総括 | 2 |
| 2 | 指定管理者 | 4 |
| 3 | 所管課 | 4 |
| 第7 | 監査の概要 | 5 |
| 1 | 施設の概要 | 5 |
| 2 | 業務の概要 | 5 |
| 3 | 協定書の主な内容 | 5 |
| 4 | 収支の状況 | 6 |
| 5 | 入館者数の状況 | 7 |

令和4年度公の施設の指定管理者監査意見

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が令和3、4年度に公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち、次の施設の管理運営業務に関するものを対象とした。

施設の名称、指定管理者等

| 公の施設の名称 | 指定管理者の名称 | 指定期間 | 所管課 |
|---------|-------------------|---|----------|
| 高梁市武家屋敷 | 一般社団法人 高梁市観光協会 | 1) 平成31年4月1日 ～令和4年3月31日 2) 令和4年4月1日 ～令和9年3月31日 | 産業経済部観光課 |

第2 監査の範囲

令和3年度及び令和4年度4月1日から9月30日までの出納その他の事務の執行で、高梁市が指定した指定管理業務及び指定管理料に係るもの。

指定管理料（協定により年間200万円、5月及び10月払）

| 令和3年度 | | 令和4年度(令和4年9月30日現在) | |
|------------------------|--------------------------|--------------------|-----------|
| 5月払(5/7) 1,000,000円 | 10月払(10/7) 1,000,000円 | 5月払 0円 | 10月払 — |

第3 監査の期間

令和4年10月31日から令和5年2月24日まで

第4 監査の方法

公の施設の令和3年度及び令和4年度9月末までの指定管理に係る出納、その他の事務が法令等に従い適正に執行されているか、また、目的に沿って運営されているかどうかを主眼に検証した。

指定管理者及び所管課に対しては事前に関係資料、証拠書類等の提出を求めて書面監査を実施した後、各担当者から説明を受けて事情聴取を行い、監査を実施した。

第5 監査の着眼点

1 指定管理者

- (1) 施設は、法・条例等の定めるところにより、適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等、収支会計経理は適正になされているか。
- (4) 公の施設の管理に係る経費と、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 利用料金制の場合、利用料金等の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 利用促進及び利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理及び経理等の諸規定は整備されているか。

2 所 管 課

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 協定書等には必要な事項が適正に記載されているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調整し、又は指示しているか。
- (7) 市が負担すべき施設の修繕等を放置していないか。

第6 監査の結果及び意見

1 総 括

高梁市武家屋敷は、江戸時代中後期に建造された歴史的建造物であり、高梁市が買取後、岡山県の指定を受け、石火矢町ふるさと村として整備されておよそ50年が経過しようとしている。同施設は現在、本市と高梁市観光協会が指定管理者制度の協定を締結し、観光協会が管理・運営しているが、現協定では市が観光協会に対し、年間200万円の指定管理料を支払うこととなっている。

本市の年間観光客数は、天候あるいは災害の状況により、当然のことながら増減を繰り返しているが、直近の5年間では、平成30年7月の西日本豪雨災害により観光客の足が一時的に遠のいたことは記憶に新しい。一方でこの災害により、備中松山城に猫城主さんじゅーろーが住み着くこととなり、その人気ぶりは、城下町の一角を成す武家屋敷の誘客にも一役買っているところである。

しかしながら、令和2年から現在まで、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受けて観光客が激減したことは、本市においても例外ではなく、令和3年度においては事業継続支援金の補助を受けながらも、最終的に同施設は赤字決算となっている。

コロナ禍の影響を大きく受けたこの3年間は、市内の観光施設等は、一律に厳しい経営状況にさらされており、このような中にあるには、年度当初に市から支払われる指定管理料は、施設の健全な運営を維持するために必要不可欠なものであることは言うまでもないが、令和4年度においては、協定で定められているにも関わらず、市は観光協会に対し、武家屋敷の前期分指定管理料100万円を納期である5月末までに支払っておらず、10月末納期の後期分とあわせて、10月28日に一括で200万円を支払っていることが確認されている。

一方、観光協会においては、年度当初に指定管理料の交付に必要な書類を担当課に提出しておらず、このことが遅延を招いた要因の一つと考えられるが、これは、4月以降10月までの半年間以上に亘り、協会に対して交付された市の各種補助金等が、目的の異なる指定管理者施設の人件費、事務費等として補填、活用されていたことを意味し、事務処理上、極めて不適切な取り扱いであると言わざるを得ない。この間、市の担当課と管理料についての調整、協議がなされていなかったとの説明についても、甚だ疑問が残るところである。

現在、高梁市の観光行政は、官民一体となって一層の発展に尽力しており、市民全体がその動向に注視し、期待と同時に費用対効果等の運営面においても、注目を集めているところであるが、武家屋敷をはじめ、住民監査請求の対象となる各指定管理者施設、また、管理委託施設等については、多額の公金が投入されていることから、市が年間を通してその管理及び収支状況を把握できる体制は必要であり、市から支払われた指定管理料あるいは補助金の可視化と透明性を守るための改善の余地は、協会側に残されているものと考えられる。

観光協会においては、来年度から運用が開始されるインボイス制度の導入に伴い既存のシステム改修を行うとのことであるが、併せて資金管理部門についても改修に取り組み、本市の活性化の一翼を担う組織として、今後益々の活躍と発展を期待しているところである。

2 指定管理者

指定管理者としての事業運営については、施設の管理は、概ね適正に執行されていると認められたが、経理については改善、検討を要する事項が見受けられた。

特に、市から支払われる指定管理料は、年間計画に基づいて運用されるものであり、現協定においては、指定管理者は、年度当初に協定どおりの管理料を概算払で受領の上、運営にあたらなくてはならず、今後は未請求、あるいは市の支払遅延等を理由に、他の事業費から継続的に資金を流用して支出することがないように、強くお願いするところである。

また、収支状況についても、逐次、担当課と協議が行えるように、経理状況を把握され、必要に応じてその都度、市と予算交渉を行うなど、適正かつ明確な事務に努められるとともに、指定管理料が公金であることを心に留め、その取り扱いには、常に透明性が図られるよう心がけていただきたい。

3 所 管 課

所管課と指定管理者の間では、特に、経理に関する協議が不十分であり、年間を通して、指定管理者に対する指導が充分に行われていないと考えられる状況である。

今後は、指定管理者が適正な時期に適切な経理を履行できるよう、年度協定書に事務取扱の主たる項目を盛り込むなど、協定に基づく市としての義務が遅滞なく果たされるような取り組みを実施されたい。

また、指定管理料の積算については、本年5月から、新型コロナウイルス感染症の取り扱いが感染症法上、5類に引き下げられる予定であることも加味した上で、社会情勢を見極め、適正な管理料となるように見直しを図られたい。

今年度は、人事異動に伴う引継ぎや連携が十分なものではなかった可能性を考慮しても、協定書等の再確認により、指定管理料の支払遅延を防ぐことは可能であったと考えられることから、早急な事務処理体制の見直しと事業の把握に努められ、所管課、指定管理者のいずれにおいても、処理期限の概念を改めて認識し、公金の取り扱いには細心の注意をもって、今後の事務処理が遂行されることを望むところである。

第7 監査の概要

監査の概要は以下のとおりである。

1 施設の概要

| | | |
|---------|--|--------------------|
| 名 称 | 高梁市武家屋敷・旧埴原家 | 高梁市武家屋敷・旧折井家 |
| 所 在 地 | 高梁市石火矢町27番地 | 高梁市石火矢町23番地2 |
| 施設の詳細 | 木造瓦葺平屋建、土蔵造2階建 | 木造瓦葺平屋建 |
| 建物総延床面積 | 339 m ² | 144 m ² |
| 開館時間 | 【3月～11月】 午前10時から午後5時 【12月～2月】 午前10時から午後4時 | |
| 休館日 | 12月29日～1月3日 | |
| 入館料 | 【旧埴原家・旧折井家共通券】 大人500円、小人250円 | |

2 業務の概要（高梁市観光駐車場等に関する条例第4条）

- (1) 駐車場等の利用許可に関すること。
- (2) 駐車場等の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他駐車場等の管理上、市長が必要と認める業務

3 高梁市と指定管理者との管理業務協定書の主な内容

(1) 指定期間

令和3年度：平成31年(2019)4月1日から平成34年(2022)3月31日

令和4年度：令和4年(2022)4月1日から令和9年(2027)3月31日

(2) 基幹業務の概要

- ① 入館に伴う料金収入の收受並びに発券
- ② 建物の維持管理
- ③ 付帯する駐車場設備（トイレ等）の維持管理
- ④ 高梁市に所縁のある土産物の販売
- ⑤ 市内小中学生の学校教育の一環としての学びの場の提供
- ⑥ 本館並びに周辺観光施設に関する観光情報の提供
- ⑦ 本館を活用した市民・観光客向けのイベント等の開催

(3) 管理施設の維持管理に係る費用の負担

| 管理施設の維持管理に係る費用の内容 | 負担する者 |
|---|-------|
| 維持管理に係る費用全般 | 受託者 |
| 施設の増築・改修等整備に関する経費 | 委託者 |
| 工事請負費・委託料（市長が観光戦略上行う改修等） | 委託者 |
| 修繕料（建物・基幹設備等の経年劣化による1件あたりおおむね50万円以上の修繕） | 委託者 |
| 備品購入費（施設の環境形成に直接必要な備品の調達） | 委託者 |

(4) 個人情報保護

高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成16年高梁市条例第10号）の規定による。

4 収支の状況

(1) 収入の部

(単位：円)

| 科 目 | | 3年度決算額 | 4年度(9月末現在) | 比 較 |
|-------|---------------|-----------|------------|-------------|
| 1 | 指 定 管 理 費 | 2,000,000 | 0 | △ 2,000,000 |
| 2 | 事 業 継 続 支 援 金 | 1,800,000 | - | - |
| 3 | 利 用 料 収 益 | 1,122,675 | 867,100 | △ 255,575 |
| 収 入 計 | | 4,922,675 | 867,100 | △ 4,055,575 |

(2) 支出の部

(単位：円)

| 科 目 | | 3年度決算額 | 4年度(9月末現在) | 比 較 |
|-------|-----------|-----------|------------|-------------|
| 1 | 賃 金 | 4,020,381 | 2,305,776 | △ 1,714,605 |
| 2 | 福 利 厚 生 費 | 11,861 | 0 | △ 11,861 |
| 3 | 消 耗 品 費 | 34,911 | 90,405 | 55,494 |
| 4 | 燃 料 費 | 9,875 | 0 | △ 9,875 |
| 5 | 光 熱 水 費 | 237,370 | 160,397 | △ 76,973 |
| 6 | 支 払 手 数 料 | 110 | 1,010 | 900 |
| 7 | 通 信 運 搬 費 | 93,572 | 47,852 | △ 45,720 |
| 8 | 賃 借 料 | 35,116 | 19,140 | △ 15,976 |
| 9 | 委 託 料 | 607,640 | 303,820 | △ 303,820 |
| 10 | 修 繕 費 | 111,650 | 13,200 | △ 98,450 |
| 11 | 雑 費 | 3,780 | 0 | △ 3,780 |
| 支 出 計 | | 5,166,266 | 2,941,600 | △ 2,224,666 |

5 入館者数の状況

令和3年度及び令和4年度(9月末)の入館者数の状況は、次表のとおりである。

(単位：人)

| 月 施設名 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | |
|-------------|----------|----------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|
| | 3 年度 | 旧埴原 家 | 481 | 302 | 91 | 323 | 158 | 219 | 740 | 982 | 346 | 202 | 136 | 416 |
| 旧折井 家 | | 470 | 285 | 92 | 326 | 157 | 229 | 741 | 1,000 | 316 | 200 | 133 | 401 | 4,350 |
| 計① | | 951 | 587 | 183 | 649 | 315 | 448 | 1,481 | 1,982 | 662 | 402 | 269 | 817 | 8,746 |
| 4 年度 | 旧埴原 家 | 460 | 1,057 | 363 | 370 | 447 | 544 | | | | | | | 3,241 |
| | 旧折井 家 | 469 | 1,033 | 375 | 367 | 454 | 544 | | | | | | | 3,242 |
| | 計② | 929 | 2,090 | 738 | 737 | 901 | 1,088 | | | | | | | 6,483 |
| 比較 (②-①) | ▲ 22 | 1,503 | 555 | 88 | 586 | 640 | | | | | | | | 3,350 |